

湖西市農業委員会議事録 (5 月)

招 集 年 月 日	令和 5 年 5 月 15 日 (月)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5 月 15 日(月) 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	5 月 15 日(月) 午後 2 時 20 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	1 番	菅沼 純一				14 番	外山 雅子			
職務のため出席 した者の職氏名	次 長	吉田 善行				副主任	朝倉 麻貴			
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について 4 その他 報告第 12 号 農地法第 3 条届出書受理について 報告第 13 号 農地法第 4 条届出書受理について 報告第 14 号 農地法第 5 条届出書受理について 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 5 年 5 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会していただきます。

出席委員数は、定数 14 人のところ 14 人全員出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 みなさんこんにちは。雨が続いた後の貴重な晴れ間でお忙しいと思いますけども、全員ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 5 月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長をお願いいたします。

議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 1 番の菅沼純一委員と 14 番の外山雅子委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 12 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 12 番

及び図面の No. 1 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、10322 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後は、レモン、はっさくを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、全部効率利用要件、周辺地域との調和要件についても満たすことが見込まれることから許可相当と判断いたしました。外山委員、説明をお願いします。

外山委員

申請地はうちの畑のすぐ隣の畑でして、譲渡人の [] さんのおじいさんがこでまりを耕作していたんですけども、亡くなられてからは耕作放棄地となって、伸びた草を刈るくらいの状態になっていまして、[] さん一家は [] に住んでいてお勤めされていて、畑を管理するというのは難しいということで、譲受人の [] さんが耕作してくれるということで、それこそ畑の隣が自宅で、徒歩 1 分か 2 分かかかるかかからないかくらいの距離なので、管理もしやすく良いんじゃないかと思います。以上です。

事務局

申請番号 13、14 番について一括して説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 13、14 及び図面の No. 2 です。13 番の賃借人は [] に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。14 番の区分地上権者は [] に在住の方で太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、[] から [] に位置する農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

す。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 16 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 17 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。申請番号 2 について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 2 番、図面は No. 3 です。この度、自己用駐車場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は [REDACTED] から [REDACTED] に位置する農地で、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は普通自動車 6 台分の駐車場の転用であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存側溝へ排水させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であること、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。柴田委員補足説明をお願いします。

柴田委員

ここのところは、説明の中にもありましたように是正の申請で、アスファルトを事前にやっても業者の方は大丈夫だ、家が建たなければ大丈夫ですよという話があつて、それをやったら、え、という話になって、結果的には剥離するというのも大変なもんですから、全面的に農地転用したという経緯がありました。見たところその経歴が当然だと思われるような場所でしたので特に問題ないという判断をしました。以上です。

事務局

以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

す。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 17 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 18 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案書の修正があります。資料 6 ページをご覧ください。申請番号 16 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 2 件です。

申請番号 15 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 15 番、図面の No. 4 です。譲受人は[REDACTED]に本社を置き、鉄工業を生業とする法人で、この度、倉庫の建設のための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。事業計画は 231 m²の土地に 56.76 m²の倉庫 1 棟を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。雨水は既存側溝へ排水させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員補足説明をお願いします。

外山委員

5 月 6 日に松井推進委員と現地を確認しました。譲受人は以前より隣の土地を借りていて、倉庫を建てたり資材置き場として使っていたようなのですが、この度売買契約が成立したとのことで大きな倉庫を建てるとのことです。申請地の東側と南側は畑で、西側は水路で、北側は鉄工所ということで及ぼす影響はないかと思います。以上です。

事務局

申請番号 17 番について説明します。

資料は議案書の 6 ページ、番号 17 番、図面は戻りまして No. 2、別添資料 1 です。賃借人は、3 条の番号 14 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] から [REDACTED] のところに位置し、特定土地改良事業施行区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の許可の例外規定である仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当する転用事業であること、事業計画は 1 枚あたり 280w、1.6368 m²の太陽光パネルを 356 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 2,101 m²のうち支柱部分 3.55 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 95 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。令和 2 年に高濃度化成肥料の過剰散布により榊の枯れが発生したとのことですが、その後、葉は少ないですが順調に成長していったとのことです。今後も除草作業、消毒、剪定を継続し、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。内山会長、補足説明をお願いします。

内山会長

5 月 10 日に佐原推進委員と現地確認を行ってきました。場所は、[REDACTED] の集落からすぐ脇に位置する土地です。ここは元々水田なんですけども、過去に [REDACTED] の工事の関係で残土を入れて畑のような状態で地権者に返されたという風に認識しています。南側は道路、北側に [REDACTED] 川、東側に耕作道路、さらに北側に別の方の営農型太陽光発電施設がございます。現地を見ると、少し草が多いかなと感じます。作物の状況ですが、榊の成長に差がみられ、剪定してあるのか疑問に思いました。若干問題があるのかなと思いますが、更新としては仕方がないかなとみていました。以上です。

事務局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 18 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 19 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 8 ページをご覧ください。公告予定が 5 月 19 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 1 筆、834 m²の新規であります。説明は以上です。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 19 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 10 ページをご覧ください。報告事項第 12 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。報告事項第 13 号について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長

専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 14 ページをご覧ください。報告事項第 14 号について、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 15 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長（会長）

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おさください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、6 月 15 日（木）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

（その他連絡事項）

議長（会長）

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 5 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 20 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 菅沼 純一

委 員 外山 雅子

